



島根県から「他の都道府県の私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科」にお子さんを進学させておられる保護者の皆様へ

島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科「奨学のための給付金」(家計急変世帯への支援)のご案内

(家計急変世帯への支援)

島根県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金」の給付を行います。(返還不要の給付金です。)

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対しては、申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在の状況によることとします。

1. 給付要件

- お子さんが私立の高等学校(特別支援学校高等部生徒を除く)、専修学校高等課程、専修学校一般課程等(以下「高等学校等」という。)又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。
- 7月1日現在、上記に該当する生徒の保護者(親権者)が島根県内に住所を有すること。
- 家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の世帯に相当すると認められる世帯(以下の2.イ、ウに相当すると認められる世帯)
- 生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない。

表1 <所得割合算額の見込が非課税の世帯の例> この表に該当しない場合はお問い合わせください。

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	1,704,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の方は算定方法が複雑なため、個別にお問い合わせください。

※計算方法(会社員の方)・・・直近3ヶ月の平均給与月額×12月(算出した年収数値と上記表を比較)あくまでも所得の目安であり、個別に判定致します。

※収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。

※申請から給付までの間に収入状況等に变化があった場合は、当課までお申し出ください。

2. 生徒一人あたりの給付額(年額)

世帯区分	所得要件等		私立高等学校等		私立高等学校等専攻科
			通信制以外 (全日制・定時制)	通信制	
ア	7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助が措置されている世帯(以下「生業扶助受給世帯」という。)		対象外		
イ	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(以下「非課税世帯」という。)	第1子の高校生等	103,500円	38,100円	38,100円
ウ		・第2子以降の高校生等 ・対象となる高校生等以外に、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	138,000円		

※第1次給付申請は年額の給付となります。

※第2次以降は申請月により給付額が変動します。(申請月の翌月から令和3年3月までの月数分)

3. 申請方法・提出先

- 申請書に必要な書類を添えて、島根県総務課私学・県立大学室へ郵送または持参してください(詳しくは下記5をご覧ください)。
- 申請書は、島根県総務課のホームページからダウンロードいただくか、島根県総務課私学・県立大学室までご連絡ください。

4. 提出期限

- 家計急変世帯の第1次給付申請は**令和2年6月30日(火)【必着】**
- 第2次給付申請(7月以降に家計急変があった方)については、随時受付予定ですが別途お知らせします。

5. 提出書類

- 書類の記入は油性ボールペンで記入すること(フリクションボールペン、鉛筆不可)。
- 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入する(修正ペン、修正テープは使用不可)。

書 類	注意点
① 島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金受給申請書 (家計急変用)	
② 在学証明書	
③ <u>口座振替申出書</u> →通帳のコピー添付(※1)	(※1) 金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人(力ナ)がわかる部分を、必ず添付してください。 <u>(通帳表面と1枚めくった中面のコピー)</u>
④ 家計急変の発生事由を証明する書類 (該当するもの1つ)	<ul style="list-style-type: none">・ 離職票、解雇通知書・ 雇用保険受給資格者証・ 破産宣告通知書・ 廃業等届出・ 収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書・ 家計急変による申請理由書(県様式)
⑤ 家計急変前の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none">・ 課税証明書の写し等(保護者等全員分)
⑥ 家計急変後の収入を証明する書類	〈会社員の方〉…直近の給与明細書(直近3ヶ月分)、会社作成の給与見込等 〈個人事業主の方〉…年間収支見込計算書(県様式) + 令和元年度確定申告書(写し)(*) (*) 白色申告…申告書B + 収支内訳書(全項) 青色申告…申告書B + 青色申告決算書(全項) <u>申告書類は今年度の住民税所得割見込の計算に必要です</u>
⑦ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	<ul style="list-style-type: none">・ 扶養親族分全員の健康保険証の写し

⑧ 扶養誓約書
(右記に該当する場合)

国民健康保険に加入しているため、健康保険証に扶養・被扶養の記載がない場合や、健康保険証を保持していない場合など、扶養の状況を確認できる公的書類がない場合にのみ、必要事項を記載のうえ提出してください。

※その他、追加書類を求める場合があります。

◆申請にあたっての注意

※申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を返還することになります。

※この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために給付されます。お子さんの教育費に活用する必要があります。

6. 問い合わせ先

島根県総務部総務課私学・県立大学室 (〒690-8501 島根県松江市殿町1番地)

TEL : 0852-22-5015 FAX : 0852-22-6168